

□第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

母子保健の目的、「安心して子どもを産み育てる」ために、母性を最大限に発揮できるよう健康管理を行うとともに、母性の保護・尊重を図るため相談指導を充実し、親を支援する必要があります。少子化や女性の社会進出等子どもを産み育てる環境の変化、出生率の低下、高度化・多様化する母子保健ニーズに対応するため、母子保健事業を総合的・効果的に推進することが求められています。

妊産婦の身体的・精神的不安を軽減するため、産婦人科や小児科、精神科等との連携を図り、きめ細やかな支援活動を推進するとともに、子育て教室等の開催や各種サークルの情報提供、乳幼児特有の疾病構造の変化に伴う支援体制の整備、地域全体で子育てを支えるネットワークの構築、虐待予防に視点をおいた母子保健事業の実施等、妊娠・出産から乳幼児期を通じ、切れ目のない母子保健サービスの充実により、子どもの健やかなからだと豊かなこころの成長・発達を促進します。

基本目標 I :子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

1 子どもと親の健康づくりの推進

「生まれるまで」

- (1) 結婚届出時の啓発
- (2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付
- (3) 妊婦健康診査の充実
- (4) 妊産婦歯科健康診査の充実
- (5) 妊産婦保健指導
- (6) ハイリスク妊産婦対策の充実
- (7) 不育症治療支援の充実
- (8) 不妊治療等への支援の拡充
- (9) 子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化
- (10) 産前産後ヘルパー派遣事業の充実
- (11) 子育て経験を生かした同世代の母親による妊産婦へのサポート

「生まれてから」

- (12) 新生児訪問指導事業の推進
- (13) 相談窓口の充実
- (14) 健康診査の充実
- (15) 子育て教室等の開催
- (16) 予防接種の推進
- (17) 歯科保健対策の推進
- (18) 家族等の禁煙の推進
- (19) 産前産後ケア事業の充実
- (20) 新生児聴覚検査の推進
- (21) 産婦健康診査の推進
- (22) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート

2 次代の親の育成支援

- (1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 喫煙、飲酒等に関する教育の推進
- (3) 相談体制の充実
- (4) 食育の推進

1. 子どもと親の健康づくりの推進

生まれるまで

(1) 結婚届出時の啓発

結婚届出時に、妊娠に関する情報や相談窓口、特定不妊治療費助成事業等を紹介した「ご結婚おめでとう」のリーフレットを配布し、妊娠前からの健康づくりの意識の高揚を図ります。

(2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付

(ア) 妊娠の届出

妊娠早期から妊娠・出産・育児について親になる自覚を持ち、安心して出産を迎えられるよう、早期（妊娠 11 週まで）届出の啓発を行います。全妊婦に対して保健師・助産師が面接し、相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦の早期発見、早期支援に努めます。

(イ) 母子（親子）健康手帳の交付

妊婦に対し、母子（親子）健康手帳を配布するとともに、各種施策の紹介や子育てに関する事業等の子育て情報を発信します。また、母親だけでなく父親も含めて活用を促し、親になるための自覚を高めます。

働く妊産婦に、「母子健康管理指導事項連絡カード」等を配布し、**情報提供を行い**、有効な活用に向けて支援します。

(ウ) マタニティマークの啓発

マタニティマークの普及啓発に努め、妊婦に対して周りの人が配慮しやすい、やさしい環境づくりを推進します。

(3) 妊婦健康診査の充実

妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、公費助成を行います。

妊婦の全数把握により、養育支援ネットの活用や医療機関との連携を進め、ハイリスク妊婦の支援につなげます。

(4) 妊産婦歯科健康診査の充実

母親の口腔の健康維持のため、町内の歯科医院で妊産婦歯科健康診査を実施し、その受診率の向上に努めます。

(5) 妊産婦保健指導

(ア) 家庭訪問による保健指導

家庭訪問により、妊産婦の健康の保持、増進に関する日常生活全般にわたる保健指導を行います。

(イ) 教室等による保健指導

妊産婦や父親等を対象にした「子育て教室」や妊娠期から子育て期の母親を対象にした「~~わくわく育児教室~~」**「子育て交流会」**を開催し、知識や情報の普及等の保健指導と併せ仲間づくりを進めます。

(ウ) 啓発活動

低出生体重児や流産、SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のため、妊婦の喫煙・飲酒、過剰なダイエットをなくすよう保健指導の充実を図ります。

~~二分脊椎を始めとする胎児の神経管閉鎖障害の発生を減らすため、妊婦及び妊娠を計画している女性に葉酸摂取の必要性を啓発します。~~**また、胎児が健やかに成長・発達するための妊婦等の生活習慣や感染予防について啓発を進めます。**

(6) ハイリスク妊産婦対策の充実

若年妊産婦に対する必要な保健指導や教室への参加勧奨、高齢妊産婦が抱える過剰な不安を解消するための保健指導等の充実を図ります。

シングルマザーや外国人妊産婦が抱える不安に対し、必要な情報を適切に提供し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援を行います。

(7) 不育症治療支援の充実

不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

(8) 不妊治療等への支援の**拡充充実**

肉体的負担はもとより、精神的負担が大きい不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。併せて、不妊に関する相談窓口の情報提供を行います。

(9) 子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等に関する総合的支援を提供する拠点として、子育て世代包括支援センターを開設し、助産師等が妊産婦等からの相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、情報提供を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。

(10) 産前産後ヘルパー派遣事業の充実

妊娠中又は出産後に家事や育児を行うことが困難な場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児を支援します。

(11) 子育て経験を活かした同世代の母親による妊産婦へのサポート

初めての妊娠・出産・育児で不安を抱えやすい妊産婦に対し、それらを経験している先輩ママが妊産婦の子育てモデルとしてサポートできる機会等を設定し支援します。

生まれてから

(12) 新生児訪問指導事業の推進

新生児期は、親子の愛着形成が重要な時期であり、この時期の親子の関わりがその後の子どもの成長発達に大きな影響を及ぼすと言われていています。生後1か月までに実施する新生児訪問をはじめ、生後4か月までに全戸を訪問し、子育て支援に関する必要な情報を提供するとともに、子育ての不安解消だけでなく、産後うつ予防や早期発見・早期支援、子育ての問題点を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけます。さらに、里帰り出産児等についても帰町後に乳児家庭訪問を実施し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握に努めます。

医療機関が特に養育支援が必要な家庭を把握した場合、養育支援ネットを活用する等、出産病院と連携し、早期に養育支援が開始できるよう積極的な対応を進めます。

(13) 相談窓口の充実

地域の身近なところで相談できるよう、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が各区に出向き、個別相談や子育て教室を開催します。個別対応が必要な場合は、家庭訪問により助言等を行います。

自宅から相談できるよう、小児救急医療電話相談（＃8000）や但馬地域小児救急医療電話相談（0796・22・9988）の活用を積極的に啓発します。

（14）健康診査の充実

乳幼児の発育・発達節目である3～4か月、9～10か月、1歳6か月、3歳の時期に乳幼児健康診査と5歳児発達相談を実施します。併せて、健康診査の受診者満足度の向上を図ります。

発育や発達の状況を的確に把握し、発達障害等の早期発見、早期支援を図るため、健診精度と保健指導の向上を図ります。また、引き続きフォローが必要な場合は、子育て教室や個別相談への参加を勧奨し、適切なフォロー体制につなげます。

（15）子育て教室等の開催

「離乳食と歯の教室」や子どもの特性に合った子育てを学ぶ「のびのび子育て教室」のほか、「祖父母の~~子~~孫育て教室」や子育て・子育て支援センターとのタイアップによる教室の開催等、子育てや歯科保健、栄養に関する教室を実施します。

（16）予防接種の推進

医療機関での個別接種としている定期の予防接種の接種率は、95%以上を目標にしていますが、予防接種の必要性について保護者の中には理解が得られず未接種の子どもが発生している現状もあるため、未接種児対策に重点を置き、接種率の向上に努めます。

今後も感染症に関する情報や予防接種に関する情報については、適時適切な提供に努めます。

（17）歯科保健対策の推進

う歯予防を目的に、乳児、1歳6か月、2歳6か月、3歳児を対象に歯科健康診査を実施し、むし歯になりやすい児を対象にしたむし歯予防教室等、歯科保健指導の充実を図り、関係機関と連携した歯科健康教育の充実に努めるとともに、5歳児を対象にフッ化物洗口に取り組みます。

（18）家族等の禁煙の推進

家族等の喫煙による子どもの受動喫煙は、低出生体重児出産、SIDS（乳幼児突発死症候群）やぜん息等呼吸器疾患の危険因子であると考えられています。たばこの誤飲事故も多く、家族等が積極的に禁煙する姿勢が大切なため、乳幼児のいる家庭での喫煙率の減少に取り組みます。

（19）産後ケア事業の充実

産後の母子を支援するため、心と体のケアや授乳指導、育児相談を医療機関や在宅助産師の訪問で受けることができる産後ケア事業の充実を図ります。

（20）新生児聴覚検査の推進

新生児期に先天性の聴覚障害の早期発見と早期療育を目的とした新生児期に受ける聴覚検査の費用を助成し、適切な治療や援助によりことば等の発達を支援します。

（21）産婦健康診査の推進

出産後の母親が育児への不安から精神的に不安定になる産後うつを予防するため、産婦健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子への支援に取り組みます。

(22) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート

産後ケアリストをはじめとした産後母子ケアの専門家と一緒に、母子とその家族に対しきめ細かいサポートで支援します。

2. 次代の親の育成支援

(1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発

幼児期から一貫した教育により、年齢に応じて必要な性の知識を身に付けることが重要であり、性を含め思春期における諸問題を自ら乗り越えていくために自己決定能力を高めていくことが必要です。小学校、中学校、高等学校での生命を大切にする性教育・性感染症予防教育を充実します。特に、中学校では命や人とのつながりを学ぶ、子育て中の母子と生徒とのふれあい事業に継続的に取り組みます。

(2) 喫煙、飲酒等に関する教育の推進

学校、医療、保健、福祉等の各機関が連携し、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教育を効果的に取り組むため、ネットワーク体制の整備を図り、健康教育を推進するとともに、学校や地域社会における予防啓発活動を推進します。

(3) 相談体制の充実

学童期・思春期における心の問題については、担任教諭や養護教諭への相談のほかにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談にあたります。町の「こころの健康相談」では、思春期の心の問題を抱える子どもやその家族に対して専門医による相談を行い、思春期専門相談やピアサポートの推進等、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図ります。

(4) 食育の推進

健康な心と体の基礎が作られる乳幼児期、心身ともに子どもから大人へと移行する学童・思春期、関係機関と連携し成長に合わせた食育を推進します。

子どもの時からさまざまな体験を通じて「食」への関心を高め、食べものの大切さを学び、食文化を伝える取組を推進します。

さらに、各家庭や地域に伝えられた郷土料理や伝承料理を通じ、地域の人とのつながりと日本型食生活の継承を強化します。

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

女性の社会進出や就労形態の変化等により、保育ニーズはますます多様化しています。時間外保育や病児保育など多様な保育需要に対応するとともに、在宅での子育て支援の充実を図り、必要家庭に適切なサービスを提供することが求められています。

新制度では、潜在的な保育ニーズを把握し、教育・保育、子育て支援の提供体制を確保する「量的拡充」と保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」を図ることとされています。

本町では、認可保育所への財政的な支援により保育体制の確保を行うとともに、幼稚園、保育所における職員の研修を充実することにより質をより高める努力を行います。併せて、幼稚園における預かり保育事業の実施や、小学生等を対象とした放課後児童健全育成事業の実施により、保護者のニーズに合ったサービス提供体制を確保し、小学校修了まで切れ目のないサービスを提供します。

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

1 教育・保育の提供体制の充実

- (1) 少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施
- (2) 保育所への運営支援及び認定こども園への移行支援
- (3) 時間外保育事業
- (4) 病児保育事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置
- (7) 教育・保育施設の再編

2 子育てサービスの質の向上・充実

- (1) 保育士確保への取り組み
- (2) 保育士の資質の向上
- (3) 相談体制の充実

1. 教育・保育の提供体制の充実

(1) 少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施

町内の幼稚園数は香住区 6 施設、村岡区 3 施設ですが、現行幼稚園による少人数教育の充実を図るとともに、小学校とのつながりや育ちの連続性を図ります。また、幼稚園における預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施し、教育時間終了後に保育を希望する保護者のニーズに対応します。

(2) 保育所への運営支援及び認定こども園への移行支援

町内の保育施設数は香住区3施設、村岡区1施設、小代区1施設の計5施設で、小代区については、認定こども園（地方裁量型）です。

既存保育施設の整備や運営等、認定こども園への移行も含め支援を行います。

(3) 時間外保育事業

保護者の~~特別な~~就労形態やその他やむを得ない事由により、保育時間の延長が必要と認めた園児を対象に町内全域で時間外保育事業を実施します。

小代認定こども園での保育開設時間の拡充を検討します。

(4) 病児保育事業

~~病児を持つ保護者の高いニーズに子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合~~に対応するため、香住区で病児対応型を1施設、体調不良児対応型を2施設開設しました。村岡・小代区内での実施について、再度検討を行います。

(5) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生等を対象として、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び場及び生活の場を提供することで児童等の健全な育成を図る事業です。

本町では、公民館や学校の余裕教室等を活用して、全小学校区で放課後児童クラブを開設することとし、放課後子ども教室と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

(6) 幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を、引き続き教育委員会に配置します。

(7) 教育・保育施設の再編

少子化を背景とした本町の学校再編計画に基づき、幼稚園や保育所の再編協議を進めるとともに、幼稚園預かり事業や放課後児童健全育成事業の保育体制のあり方を検討します。

2. 子育てサービスの質の向上・充実

(1) 保育士確保への取り組み

保育士不足に対応するため、ハローワークや大学等と連携するとともに、潜在保育士の再就職に関する相談や資格取得の支援により人材の確保に取り組みます。併せて、保育士の処遇改善を推進し職場環境の改善を図ります。

(2) 保育士の資質の向上

研修テーマとして、保育士が抱えている問題等を取り上げるとともに、参加型研修や保育現場の実践につながる実技等の講習を取り入れるなど、保育士の資質の向上のために必要な支援を行います。

(3) 相談体制の充実

子育て・子育て支援センター~~や~~、子育て世代包括支援センター、各地域局など~~＝~~地域の身近な場所で、~~子育て相談に応じるとともに~~保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、~~必要に応じ相談に応じます~~います。

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感の増大といった問題が生じています。

保護者が出会い、情報交換や気軽に相談ができ交流のできる拠点を充実することが求められています。地域に根ざし自主的な活動を行う子育てサークルや母親グループを育成・支援することも必要です。

また、子育ての不安感等の緩和を図るため、保護者の仕事や通院、自身の活動やリフレッシュ、冠婚葬祭等、必要に応じ一時的に子どもを預かる事業も実施します。

子どもの健やかな育ちを促進するため、必要に応じ適切な情報を行い誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町を推進します。

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

1 子育て家庭への支援の充実

- (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）
- (2) 子育て支援施設等の利用増進
- (3) 一時保育事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 子育て支援情報の適切な提供

1. 子育て家庭への支援の充実

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）

(ア) 活動内容の充実

子育て・子育て支援センターでは、子育て等に関する相談・援助の実施、子育て親子の交流の場の提供を行います。子育て関係機関（保育所、学校、保健師、主任児童委員、健康福祉事務所、こども家庭センターなど）や子育て支援団体等と連携し、各種教室や研修会等を開催し地域の“子育て力”を高めていきます。

(イ) 子育て支援活動団体に対する支援

子育てサークルや母親グループ等、子育てに関して自主的に活動を行うサークルの育成及び活動支援に取り組みます。

(2) 子育て支援施設等の利用増進

子育て・子育て支援センターをはじめ、町内の「まちの子育てひろば」として県に登録されている施設において子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発を図ります。

(3) 一時保育事業

保育所に入所していない乳幼児の保護者が、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育することが一時的に困難となった場合に対応するため、~~主に昼間~~保育所等において保育する一時保育事業を町内全域で実施します。

(4) 子育て短期支援事業

児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに対応するため、原則 1 週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行います。

(5) 子育て支援情報の適切な提供

『こそだてガイドブック』による情報提供だけでなく、子育て・子育て支援に特化したインターネット等のデジタルメディアの活用を推進し、必要な時に適切な子育て情報の発信や情報交流等の新たな ICT 導入について検討します。

基本目標Ⅳ：安心して子どもを育てることができる町

虐待、障害、疾病、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもは等しく尊重され、一人一人の健やかな育ちが保障されなければなりません。子育てに対する関心を深める活動と併せて、子どもの権利擁護を進めるための普及・啓発を推進します。

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼします。乳幼児訪問等あらゆる機会を捉え、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組みます。さらに、関係機関の連携や情報を共有し、要保護児童対策地域協議会の取組を強化します。

障害の有無に関わらずともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。教育・保育施設への訪問等を通じて、発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげます。

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対し、日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図ります。

すべての家庭の子育てにかかる経済的負担を軽減することと併せ、一人一人の特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備し、安心して子どもを育てることができる町を推進します。

基本目標Ⅳ：安心して子どもを育てることができる町

1 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

- (1) 被害に遭った子ども等の保護の推進
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 障害児等の支援施策の充実
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) アレルギーのある子どもへの支援
- (6) 外国につながるのある子どもへの支援

2 子育て世帯への経済的支援

- (1) 保育料の軽減
- (2) 第3子以降を育てる世帯への支援
- (3) 児童手当
- (4) 医療費の助成
- (5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (6) 義務教育終了までの子どもや家庭への支援

3 子どもの安全確保

- (1) 事故防止
- (2) 交通安全対策活動の推進
- (3) 犯罪等の被害防止活動の推進

1. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

(1) 被害に遭った子ども等の保護の推進

児童虐待、いじめ、犯罪等により被害を受けた場合、その子どもの精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するためのカウンセリング、保護者に対する助言など、学校等と連携したきめ細やかな支援を実施します。保護を必要とする子どもができた場合、児童福祉施設等の関係機関との連携を迅速に図り、健全な育成を支援します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

(ア) 養育支援訪問事業

児童虐待防止の一環として、訪問による相談、指導、助言、家事や育児の援助等、必要な養育支援を実施することにより、家庭での適切な養育を促進するとともに、育児が安定して行えるようヘルパー等を派遣します。

妊婦健康診査未受診者、若年の妊婦や出産を望まない妊婦等、特に支援を必要とする家庭には保健師等専門職が訪問し対応します。

(イ) 要保護児童対策地域協議会

未然に児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立の応援等、切れ目のない支援を推進するため、子どもに関する総合的な相談窓口の設置により、虐待、問題行動、母子保健等の相談に応じます。

こども家庭センターや健康福祉事務所と連携しながら、本町の要保護児童対策地域協議会の構成機関が中心となって児童虐待の早期発見・早期対応の取組を進め、虐待等の兆候が見受けられる子どもが発見された場合は、要保護児童対策地域協議会における個別支援会議を開催し、その対応を検討します。

(3) 障害児等の支援施策の充実

(ア) 未熟児養育事業

未熟児の早期届出の徹底を図り、訪問指導を実施するとともに医療が必要な場合は、療育医療に対する支援を行います。

(イ) 障害児保育事業

障害児の健全な発達を支援し、住み慣れた地域で乳幼児期を過ごすことができるよう、保護者のニーズに応じ教育・保育施設や放課後児童クラブへの受け入れに配慮するとともに、受入施設等へ支援を行います。

(ウ) 5歳児発達相談事業

発達障害児の把握とその保護者や保育者への育児支援、生活支援、就学支援の体制づくりのため、5歳児を対象にスクリーニング、相談などを行います。

(エ) 保育所幼稚園等巡回相談事業

臨床心理士や保健師が幼稚園、保育所、認定こども園を巡回し、発達障害等、保育者が気になる子どもへの関わり方や保育に対する助言等、適切な支援を行います。

(オ) 障害児等療育支援事業

発達や子育てに不安を持つ保護者が気軽に相談できる場として、健診日等に発達の専

門医や臨床心理士、保健師等による個別相談を行います。

(カ) 障害児通所支援事業

関係市町と共同運営している2つの療育施設及び町内事業所への積極的関与を通じて放課後等デイサービスの量的・質的確保に努めます。また、障害児通所支援施設を共同設置する関係市町、関係機関との協議による児童発達支援センター等の体制整備を進めます。

(キ) 障害児相談支援事業

障害者支援利用計画作成の質的向上を図るとともに、モニタリング期間について検討しきめ細やかな設定時期に努めます。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスと自立・就業の支援に主眼を置いた総合的な対策を実施していくことが望まれます。福祉施策・取組についての情報提供と併せ相談体制を充実し、保育所の入所に際しての配慮等、各種支援策を推進しひとり親家庭の自立を支援します。

(5) アレルギーのある子どもへの支援

乳幼児を持つ保護者を対象に、乳幼児健康診査等を通じてぜん息やアレルギー疾患の情報提供を行います。また、教育・保育施設、小学校、中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。

(6) 外国につながるのある家庭への支援

外国につながるのある家庭が、言語や文化、考え方の違いにより孤立することなく、安心して子育てができるよう支援します。また、日本語指導が必要な外国人等の児童・生徒に対しては、教育的ニーズに応じた支援を行います。

2. 子育て世帯への経済的支援

(1) 保育料の軽減

教育・保育施設を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されました。3歳未満児についても国の定める基準額から減額し、すべての子育て家庭へ経済的負担の軽減を図ります。

(2) 第3子以降を育てる世帯への支援

少子化対策の一環として、~~教育・保育施設を利用する家庭への経済的負担の軽減に加え~~放課後児童クラブを利用する第3子以降の利用料を減額し、第3子以降を育てる世帯への支援を行います。

(3) 児童手当

子育てに必要な費用を社会全体で支えるために、中学校修了（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育する方に児童手当を支給します。

(4) 医療費の助成

乳幼児等医療費助成制度（～小学3年生）やこども医療費助成制度（小学4年生～高校3年生世代）の実施により、入院・通院ともに無料とし、子どもにかかる医療費について経済的な支援を行います。

（5）実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設を利用している児童にかかる日用品、文具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収部分について、世帯の所得状況等を勘案し、全部又は一部を助成します。

（6）義務教育終了までの子どもや家庭への支援

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考え、義務教育終了までの子どもや家庭への支援を行います。

3. 子どもの安全確保

（1）事故防止

子どもの死亡原因は不慮の事故が多いことから、異物の誤飲、火傷、窒息等の急な事故に対応できるよう小児の急病時の対応について健診や教室等を通して啓発します。特に誤飲に関しては、「中毒110番」等での対応策も積極的に啓発します。

（2）交通安全対策活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策（交通安全教育）を推進します。

子どもの交通事故による死傷を防ぐため、チャイルドシートの正しい使い方の啓発等により子どもの死亡率減少に努めます。

（3）犯罪等の被害防止活動の推進

（ア）犯罪等に関する情報提供の推進

子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、警察から迅速に情報提供を受けられるよう働きかけ、行政放送等により適切な情報提供を行います。また、犯罪情報や防犯情報などを、メールで配信する「ひょうご防犯ネット」の登録を促進します。

（イ）地域ぐるみの防犯活動の推進

子どもが犯罪等に遭ったとき、すぐに駆け込める緊急避難場所「子ども110番の家」を再点検するとともに、青色防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの地域ぐるみの防犯活動を推進します。

（ウ）防災教育の推進

地震、津波、風水害、火災等から子どもを守るため、教育・保育に携わるすべての人の危機管理能力の向上を図る研修を行い、災害時の避難場所や避難経路を再点検するとともに、計画的な避難訓練等、防災教育を推進し、自分の命は自分で守る意識を育てる取り組みを推進します。

基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町

女性の社会進出により共働き家庭が増加している中、仕事と家庭を両立できるライフスタイルの構築がますます求められています。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭、地域においても、ライフステージの各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すとしています。

子どもを取り巻く環境が、複雑化・多様化し、地域における人のきずなが希薄となり、子どもの健全な育ちを支える社会基盤が脆弱化する中、このような社会を実現するためには、働き方を見直す意識改革に取り組む必要があるとともに、地域ぐるみで親子を見守り支える機運の醸成が必要であり、地域・学校・企業等が連携してネットワークを構築し、子育て支援活動を推進することが求められています。

民生委員・児童委員、**区・自治会長**、スクールカウンセラーなどの力を結集し、地域で子育てを支援する体制づくりを進め、地域で子育て・子育てを支えることができる町を推進します。

基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町

1 地域における子育て支援

- (1) 自主的な子育てグループの育成
- (2) 地域で子育てを支える人材の育成
- (3) 子育て世代と祖父母世代の交流の推進

2 職業生活と家庭生活の両立の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 仕事と子育ての両立支援

3 子どもの教育環境の整備

- (1) 学校の教育環境等の整備
- (2) 魅力ある幼稚園教諭の養成
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

4 子どもの生活環境の充実

- (1) 子どもが安心して遊べる場所の整備
- (2) 放課後子ども教室の拡充
- (3) 子どもの健全育成

1. 地域における子育て支援

(1) 自主的な子育てグループの育成

地域における子育てに関するグループや団体の力を伸ばすため、就学前の子ども親たちによる食育・体験活動・絵本の読み聞かせ・遊び等、多方面の子育て課題に対する自主的な活動や仲間づくりに対し支援を行います。

(2) 地域で子育てを支える人材の育成

地域ぐるみで親子を支える機運を高めることができる人材を育て、子育て世代を支援します。

(3) 子育て世代と祖父母世代の交流の推進

核家族の増加や祖父母世代との育児に対する考え方の違いなどにより、子育て世代が孤立しないため、祖父母世代との交流を支援します。

2. 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択でき、健康で豊かな暮らしを実現するため、企業や地域へワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する情報提供を行い、取組に対する積極的な支援と併せて男性の家事・育児に対する意識改革を推進します。

(2) 仕事と子育ての両立支援

国や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会やセミナーの実施等、企業による「ひょうご仕事と生活センター」事業の活用を促進します。

さらに、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対して支援を行います。

3. 子どもの教育環境の整備

(1) 学校の教育環境等の整備

(ア) 確かな学力の確立

① 個に応じたきめ細かな指導の徹底

「魅力ある学校園所」を策定し、子どもたちに「確かな学力」を身につけさせるため、「ほめる」指導、「認める」指導を通して、個に応じたきめ細かな指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え判断し、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力を育みます。

② 「主体的・対話的で深い学び」の視点を通しての幼小中を見通した学習習慣の確立

漢字や計算、英単語の反復学習、読書、読み聞かせなどを行う「学習タイム」を実施するとともに、学力の定着のため、幼稚園と小学校、小学校と中学校、隣接する学校（園）の連携による基本的学習習慣の確立を目指します。

③創意工夫した学習活動の展開

社会の変化への対応策と各学校の教育課題や地域の実態等を踏まえた「社会に開かれた教育課程」を編成・実施し、子どもたちの学習意欲を高める工夫に努めます。

④特別支援教育の視点を生かした教育の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別の支援を必要とする子どもたちへの指導の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業改善を図ります。

⑤グローバル化への対応

外国語指導助手（ALT）や地域人材などの積極的活用を進め、外国語活動や外国語科（英語）の授業の充実を図るとともに、夏季休業中等における「英語力スキルアップ事業」を通して、英語によるコミュニケーションを図ろうとする態度を育て、英語力の向上を図ります。

⑥キャリア教育の充実

地元企業の見学、「トライやる・ウィーク」、総合的な学習の実施により、子どもが社会で自立していくためのキャリア教育を推進します。

⑦学校間スーパー連携チャレンジプラン「学力向上ステップアップ授業」の実施

小規模校同士の学校間連携を通して、多人数による学習集団を編制し、効果的な指導方法と授業内容を開発するとともに、複数の教員が役割を分担し確かな学力の定着を図ります。

~~⑧ICT（情報通信技術）を活用した学習環境の整備~~

~~高度情報化社会へ主体的に対応できる力を育成するため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。~~

⑧ICT（情報通信技術）機器等を活用した学習活動の充実

GIGAスクール構想の前倒しにより、早期導入したICT機器を十分に活用できるよう、学習環境の整備や機器のメンテナンス及び教員のICT活用能力の向上を図り、子どもたちの情報活用能力を育成します。

(イ) 豊かな心づくりの推進

①道徳教育の充実

子どもたちにより身近で心に響く資料での学習を提供するとともに、「特別の教科道徳」で培った道徳的実践（言葉・行動）力を実践化へとつなげるため、体験的活動の充実を図ります。

②ふるさとの伝統や文化にふれ、国やふるさとを愛する心を育む

地域の方を講師とした「ふるさとものしり博士」、「ふるさとガイド」、「ふるさと体験マップ」等を活用した「ふるさと学習」を推進します。

③人権教育の充実

さまざまな人権に関する課題解決のための能力を育み、多文化共生の社会に必要な資質と行動力を育成します。

(ウ) 健やかな体づくりの推進

①豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成

発達段階に応じて身につけさせたい具体的な内容を示すとともに、子どもの能力・適性、興味・関心等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考え工夫し運動の課題を解決する学習を進めます。

②体力、運動能力の向上

外遊びや地域の特性を生かしたスキーや雪合戦、卓球、登山等を年間指導計画に取り入れるとともに、四季を通じたアウトドアスポーツや各種のスポーツ教室の実施により、体力や運動能力の向上を図ります。

③日本一のふるさと給食の推進

地元の安心・安全な食材を使ったふるさと給食を推進し、健全な食習慣とふるさとの産業や食に関わる人々に目を向け、ふるさとへの思いやりや愛着を感じる心を育成します。

(エ) 安全・安心の学校づくりの推進

~~空調を整備するとともに、耐震化率100%となった学校施設については、子どもたちの教育の場として一層の充実に努めることと併せて、地域の防災拠点としての施設整備という観点から、引き続き老朽化施設の改修を行います。~~

学校教育施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、非常災害時の地域の避難所としての役割を担うため、施設の長寿命化を図るとともに、経年劣化による不具合箇所等の営繕・修繕を実施します。

(2) 魅力ある幼稚園教諭の養成

園児の自立を促し、知・徳・体の調和が取れた望ましい成長を図るためには、「最も身近な教育環境」である職員一人一人の能力の向上が不可欠です。そのために、専門委員会によるカリキュラムの検討や教育研修所等の研修を充実するとともに、各幼稚園の実態に応じ、地域に根ざした特色ある園活動に資する研修の充実を図ります。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 親学習（親業）の充実

乳幼児健康診査や入学説明会等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた子育て学級や学習講座を開催し、家庭の教育力を高めます。

(イ) 子育て家庭の支援

子育てを経験した人たちを子育て支援の人材として育成し、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談したり、子育てサークル活動への支援等、地域で子育て家庭を支援する体制づくりを進めます。

(ウ) 地域ぐるみの教育支援

教育活動、学校運営に関する情報をオープンスクールや学校通信等を通し、保護者や地域住民に提供し、学校評議員制度・学校評価システムを活用して、意見等を得ながら開かれた「地域とともにある学校づくり」を推進します。環境体験事業、自然学校、「トライやる・ウィーク」など家庭や地域と協力し教育活動を充実させます。

(エ) ふるさと教育の推進

ふるさと学習カリキュラムの作成とふるさと教育教材バンクを設置し、学校・家庭・地域が一体となって特色ある「ふるさと教育」を強力に推進します。

4. 子どもの生活環境の充実

(1) 子どもが安心して遊べる場所の整備

子どもの成長に応じて安全に遊べる公園の整備に努めるとともに、自治会等が行う子どもの遊び場の整備を支援します。

(2) 放課後子ども教室の拡充

放課後子ども教室実施校の拡充を図るとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童健全育成事業と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

(3) 子どもの健全育成

(ア) 有害図書や有害情報の規制の働きかけ

町、県、警察が連携し実施する青少年を取り巻く有害環境実態調査により、有害図書販売店の立ち入り調査を行い、子どもの成長に悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報を取り除くよう、関係者や関係業者に対して自主的規制・措置の働きかけを行います。また、青少年問題協議会において、青少年育成推進会議の活動目標となる「香美町青少年育成対策指針」を策定し、青少年育成推進会議の構成機関により地域で子どもの健全育成、問題行動防止活動に取り組みます。

(イ) 問題行動への予防対策

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化により青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を推進します。